

[事案 2021-70] 契約解除無効請求

・令和4年2月9日 和解成立

<事案の概要>

尿検査等の異常について、募集人に伝えていることを理由として、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

検査入院したため、令和元年11月に契約した組立型保険等にもとづき入院給付金を請求したところ、尿検査の異常が告知されていないとして、告知義務違反により一部の契約が解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、解除を無効として給付金を支払ってほしい。

(1)尿検査や血圧等の異常について募集人に伝え、どのように告知書に記入すればよいか尋ねたが、回答されなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人は、告知事項に対し、高血圧と指摘された旨を入力しており、募集人はそれ以外に告知事項に該当することはないか尋ねたが、申立人はないと回答した。

(2)申立人は、高血圧を指摘された健康診断の際に尿検査の異常も指摘されており、尿検査の異常を告知しなかったことに少なくとも重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の無効および給付金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)本契約は他社からの乗換契約であるが、乗換契約を勧める場合は、従前の契約であれば給付金が得られた可能性がある疾病について、乗換後には責任開始期前発病であるという理由で給付金が受けられなくなる可能性があるなど、どういったデメリットが生じるのかを募集人は丁寧に説明すべきである。